

一般社団法人日本統合医療学会 会員規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は定款第3章及び定款施行細則第一章、第二章の規定に基づき、定款を運用するために必要な会員に関する事項を規定し、円滑な本法人の活動を推進することを目的とする。

第2章 正会員、学生会員、賛助会員

(入会手続)

第2条 本法人に入会しようとするものは、定款施行細則第1条に定める本学会所定の入会申込書に必要な事項を記入の上、入会金及び当年度の年会費を添えて本法人の事務局に申し込まねばならない。ただし定款施行細則第7条ただし書の規定により、賛助会員は入会金の納付を要さない。

(入会日)

第3条 入会日は入会承認年度の4月1日とする。

(入会承認と告知)

第4条 理事会が入会を承認した正会員、学生会員については、会員登録証の発行をもって本人への通知とする。

(正会員、学生会員の権利)

第5条 正会員は次の権利を有する。

- (1) 学術大会等に出席し、研究発表を行うこと。
- (2) 本法人の主催もしくは主管する各種研究会、講習会及び支部会に参加することができる。
- (3) 本法人で実施する各種認定資格審査を受験要項に従って受験することができる。
- (4) 本法人の発行する機関誌及びその他の刊行物の頒布を受けることができる。
- (5) 本法人の理事会議事の議決した事項について通知を受けることができる。
- (6) 本法人のホームページの会員限定ページを閲覧することができる。

第6条 学生会員は次の権利を有する。

- (1) 学術大会等に出席し、研究発表を行うことができる。
- (2) 本法人の主催もしくは主管する各種研究会、講習会及び支部会に

参加することができる。

(3) 本法人の発行する機関誌及びその他の刊行物の頒布を受けることができる。

(4) 本法人のホームページの会員限定ページを閲覧することができる。

(機関紙等の頒布)

第7条 当該年度の会費を納めた正会員、学生会員、賛助会員は、その年度の4月から翌年3月に至るまでの本法人機関誌その他の刊行物の頒布を受ける。

2. 新たに正会員、学生会員登録したものは、入会手続き完了の翌月から登録年度の機関誌等の頒布を受ける。

3. 次条に定める納入期限までに会費の納入がないときは、機関誌の頒布は停止される。

(会費納入期限)

第8条 定款施行細則第8条に定める会費は、会員登録証の有効期限の1か月前までに納入しなくてはならない。

(会費滞納による正会員、学生会員の資格の喪失)

第9条 定款第4条の正会員、学生会員の会費の滞納が2カ年を超えたときは、滞納が生じた年度から正会員、学生会員の資格を喪失する。

(滞納会員の受け入れ)

第10条 滞納会費の納入があったときは、滞納の発生順に充当するものとする。ただし、前条の正会員、学生会員の資格喪失後、年会費納入があった場合は再入会とし、当該年度の会費として受け入れる。この場合、入会金の納入を要さない。

2. 前項の正会員、学生会員は、滞納により停止された期間の機関誌等の頒布は受けられない。

第3章 賛助会員

(規則の準用)

第11条 第2条(入会手続)、第3条(入会日)、第4条(入会承認と告知)、第6条(機関紙等の頒布)、第7条(会費納入期限)、第8条(会費滞納による正会員、準会員資格の喪失)及び第9条(滞納会員の受け入れ)については賛助会員に準用する。

(賛助会員の権利)

第12条 賛助会員は次の権利を有する。

(1) 本法人の主催もしくは主管する学術大会、各種研究会、講習会に

参加することができる。

- (2) 本法人の発行する機関誌及びその他の刊行物の頒布を受けることができる。
- (3) 本法人の総会議事の議決した事項について通知を受けることができる。
- (4) 本法人のホームページの会員限定ページを閲覧することができる。
- (5) 本法人に諸情報を提供し、ホームページ等に賛助会員の活動を告知することができる。

附 則

1. この規則は定款制定の日から施行する。